

会 議 録

会議の名称	第23回（仮称）大和郡山市自治基本条例策定委員会	
開催日時	平成21年7月23日（木）19:00～21:00	
開催場所	中央公民館（三の丸会館）3階 小ホール	
事務局	大和郡山市 総務部 企画政策課	
出席者	委員	中川教授、澤井名誉教授、 市民公募委員（伊藤委員、帯谷委員、梶谷委員、 北原委員、小林委員、鯛 委員、高原委員、中野委員、 中村委員、西本委員、沼田委員、福嶋委員、藤原委員、 横田委員） 市職員委員（山中委員）
	事務局	北森企画政策課長、百嶋企画政策課長補佐、澤田
欠席者	委員 14 名	
議 題	第 2 次条例案（たたき台）について	

議 事 概 要

1．開会挨拶等

事務局から以下の報告がある。

- ・本日の欠席者について

2．前回議事録の確認について

内容については異議なし

3．議題

「条文素案」の議論

会 長 今日第 16 条からです。

それではご意見を賜りたいと思いますが、「市は」というより「執行機関は」という方が正確なんでしょうね。「市は」というと議会も入ってしまいます。

委員 そうなんです。定義を見ますと「市」は「市議会、市長その他の執行機関及び市職員を含めた地方公共団体」となっています。で、「執行機関」は「市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産税評価委員会」となっています。これを見ると、「市」の方が執行機関が全部含まれていますね。

会長 当然、執行機関も入りますけど「議会」が入るかどうかの問題ですね。小さな町なんかだったら「町は」とくくっちゃっているところ多いんですけどね。厳密に解釈すると「議会」が入ってくるから議会もその責任を負うというのは、ちょっとそぐわない感じがします、行政評価ですからね。

第2～4項はあまり変わりはないのですが、第3項の「迅速に」と入るのがちょっと違いますね。「迅速に対応する仕組みを構築し」というのがちょっと詳しいです。

副会長 「執行機関は」で良いと思うけどなぁ。「実効行政評価」って何？

会長 この「実効行政評価」って、どこから出てきた言葉やったかな？

副会長 初めて見る言葉だ。

委員 これはワークショップで出てきた意見ですね。

会長 「実効行政評価」っていうのは、どういう意味やろな。

これ、「行政評価」でいいんじゃないでしょうかね。こんな造語をせん方がいいなぁ。どちらにせよ、これ「行政評価」でいいんじゃないでしょうかということですよ。

委員 はい。

会長 第2条の定義のところで、「執行機関」全部入っていますね。やっ

ぱり正確には「執行機関」ですね。

それでは、いかがでしょうか？ A案とB案のうち、内容的にはほぼ同等であり、B案の方が第3項が少し詳しい。「迅速に対応する仕組みを構築し」というのがちょっと踏み込んでますし、「市は」というのが「執行機関」という方が正確ではないだろうかと思われれます。いかがでしょうか？

委員 14条その他の前の条項から比べるとということで、急に「執行機関は」という表現になるのは、少し前後の関係からちょっと不釣り合いな感じがしますので、そういう意味で言うなら他の先事例にあるように「市等」という言葉が付いているのもありますよね。そういう表現で書く方がふさわしいと思います。

会長 第14条はね、団体責任なんです。

委員 急に出てきた気がするんで、執行機関というのが突然出てきた感じがしますので、市民からしたらちょっと唐突な感じがする気がするんですが。

会長 第12条で「執行機関」という言葉が出てくるんですけどね。

委員 要するに、とっつきにくい感じがするということでは？ 「執行機関は」だと上からものを言っている感じがする。「市は」と言うた方がまっピンとくる。現実には会長が言うように「執行機関は」だと思うけど、「市は」と言うた方が、

委員 何のこっちゃ、分かりにくいです。

会長 それでいくと、

委員 「市議会」が入ると、なおいいな。

事務局 第2条でちゃんと定義してあるんで、「執行機関」の意味も分かるし、「市」の意味も分かるということで。

委員 「市」と「執行機関」の違いは「議会」が入っているかそうでないかですから、行政評価をやる上で議会も責任を持ってやるというのは。

会長 現実にできません。

委員 それは第4項で、「別に定める」とありますから、その中で議会の取り扱いはできませんか？

会長 それは無理です。

副会長 「市は」と言っちゃおうと「議会」が入っちゃおうからね。

事務局 ただ、前の話にもありましたように逐条解説的な、条例だけじゃなく説明を下に入れますので、これだけ見てもらったら難しいかもしれませんが、説明書も読んでもらったら分かり易くなるんじゃないかと思います。

会長 だから、

委員 「執行機関」とせんと、「市の執行機関は」というように入れる。

会長 それでもいいですね。

委員 そしたらちょっと柔らかくなる。

会長 はい。それではお諮りします。B案をちょっと加工修正します。「執行機関」の前に「市の」を入れ、「市の執行機関は」とする。それから「実効行政評価」は言葉としてなかったので「行政評価」のままが良いだろうと。

事務局 「半期に一度の見直しとして反映させなければならない」とありますけども、この意味が分かりにくいんですよ。

会長 そうですね。

事務局 その次の年に反映させるなら分かるんですけど、年度の途中で反映させるのは分かっているけどなかなかできない部分も多いので、敢えて約束はそこまでできないかなと思います。

会長 「組織の改善等に反映させなければならない。」で良いんじゃないかな。現実にできませんからね、これは。

委員 第15条「財政運営」のなかで「半期に一度」とあるのを受けてということだと思うんですが、だいぶ内容が違うんですか？

会長 はい。行政評価と財政運営は全然違いますからね。
それでは、事務局の指摘どおり「組織の改善等に反映させなければならない。」に変えてはどうかということですがよろしいでしょうか？
はい。それでは第16条はそのように確定します。次に第17条に入ります。
第17条にも聞き慣れない言葉が出てきますね。「重点施策実効」って何なんだ、これは。「効率的かつ効果的な行政運営を確保するため」という言い方はありますけどね。

委員 これワークショップの意見をそのまま入れはったんじゃないですか？

会長 かもしれないですね。

委員 もっと優しく「最小の経費で最大の効果を挙げるため」とそんなんに変えたらどうかな。そうか今、会長が言ったような言葉に。こんな「重点施策実効」って分からへん。

会長 分からへんね。意味が分からへんね。もし入れるなら、

委員 今、言うた言葉に変えてもうたら。その「最小の経費で最大の効果を挙げる」という言葉を入れてもうた方がピンときますわな。

会長 A案、B案いずれにしても「行政の重点施策実効及び」というのはちょっと変な文章なんで、提案します。「公平・公正で効率的かつ効果的な」を入れるか、他市の事例を見ますと、「適正で効率的かつ効果

的」「公平・公正で効率的」という言い方があります。上越市も「適正で、効果的かつ効率的な」となっています。「公平・公正」と「効率的、効果的」を入れたら趣旨はとおるんじゃないですかね。

副会長 要するにこれ、外部監査の基準なんだよね。効率性基準とかね、公平性基準とか、そういう意味では挙げておいていいんじゃないですか、4項目。

委員 「公正」という言葉を入れなければ外部監査になりませんわな。

会長 現実、制度的にはご存知かと思いますが、内部監査はあるんです、監査委員がいますから。監査委員は属人制でだいたい4人から3人程度かな、任命されているんですね。だけど内部監査でもチェックできないことがいっぱいあるんですよ。定例監査をやっていくんですけど、ものすごく膨大な量だし。だからこの外部監査というのは中核市以上が義務付けられている包括外部監査ではないんです。包括外部監査というのは、法にのっとった非常に厳格な監査で公認会計士が入ります。ものすごくお金がかかるんです。

委員 個別外部監査にすればいいんですよ。その方が安くつきますわ。

会長 これは、そういう法的縛りが無い、その市独自で設計できるんです。だからこの場合は、第3項にある「別に定める」という形なので、大和郡山市外部監査条例というのを作ったらいいわけですよ。で、お金のかからない、しかも効き目のある監査をそこで設計したらいいんです。

委員 だから税理士さんくらいでいいわけですよ。

会長 税理士でも大丈夫です。

副会長 まあその辺は条例の設計の仕方やね。

会長 だから、そんない難しい話じゃないんですね。大和郡山市独自で外部監査を導入しますよという宣言やから、自由な任意に設計できる外

部監査システムですね。ちょっと誤解が一部あるのは、オンブズマン制度と一緒に考えはる人がいるんですけど、それとはちょっとちやいます。

委員 ほんなら、それでまとめましょう。

会長 はい。それでは第17条を原則的に、B案にもっていきましようか？外部公表、結果公表もワークショップで意見が出ていましたし、第2項で止めるのではなくて第3項までいくと。それで本文、「行政の重点施策実効及び」を削って「市長及び市議会は公平・公正で、効率的かつ効果的な市政運営を確保するため、」に改める。それから、「その他第三者による監査を実施を」というのは文章がおかしいんで「監査の実施を求めることができる」に改める。

委員 「実施する」の方が良いと思いますけど、「求めることができる」という曖昧な状態よりは。

会長 「監査を実施する」にしましようか？ 異議なし
じゃあ「監査を実施する」に変えます。

委員 「公開を求めることができる」ですから「公開をしなければならない」

副会長 これね。これ見たら変だなと思ったんですけど、ワークショップでは「市民に公表しなければならない」になっているんだけど、B案だと市民が要求しなければ公表しなくて良いのかということになるんだよね。公表するんだよ、だから「公表する。」にしないといけない。

委員 「公表する。」の方が妥当だと思いますね。

会長 「市民は」がいらぬわけですよ。「前項の監査は、その結果を公表するものとする。」でええんちゃうの。

委員 そしたら他の県の人もできるということですか？

会 長 結果公表やから別に請求しなくても。

副会長 監査機関といたら普通、公表するものですよ。

会 長 ですから情報公開請求と違うわけです。一般公開やから、誰でも見ることができる。だから「前項の監査は、その結果を公表するものとする。」それでよろしいでしょうか？

委 員 第三者というのは誰に頼んでも良いと、市が勝手に都合の良い人を探してきても別にかまわないということですか？

会 長 これはむしろ「第三者」というのは、いらないかもしれませんね。外部機関であることが大事なんで、内部機関でなく。

委 員 そうですね。「第三者」削りましょうか。

会 長 第三者というのは、もともと外部機関であつたらもう第三者ですからね。

委 員 二重になってますね。

会 長 だから「外部機関による監査」でええんちゃいます？

委 員 すっきりするわ。

会 長 他の市ではどうなってるかなあ。伊賀市はもう「外部監査人」と言うてます。

副会長 上越市も「外部監査」です。

会 長 川崎市は「審議会」。だから「外部機関による監査を実施する」で、外部機関の中身は別に定めるで担保するということですね。

事務局 「実施する」と条例で決められると完璧に束縛されますので、その辺、ちょっと泳げる部分がほしいなと、正直、思います。

委員　しかし先行各市の事例を見ても、かなりカチッと書いています。「する」とか「しなければならない。」とか。だからそこは心配する必要はないと思います。

事務局　確かに条例なので決まればそうなんですけども、先ほどの話にもあったように外部監査するとなると高額なお金が必要なんですよ。で会長が言ったように工夫すればという話なんですけども、おそらく行政の会計を監査しようと思えばそれなりのレベルでいかないといけないと思いますので、金額的にあがる部分があるのでそこを約束しかねるなあと。私の範疇（はんちゅう）で決められる部分ではないなあと、ちょっと心配はしているんですけども。

副会長　お金は、かけるところにかけたらいいんだよ。

委員　僕も勉強してよく分かったんですけど、民主主義にはお金がいるんですよ。その時に我々の税金を使ってもらっても市民は誰も文句言わないと思うよ。ここにお金をかけないと大和郡山市は良くなりませんよ。

事務局　いやいや、正当な意見なんですけどね。それはよく分かっています。

委員　そんなこと言っていたら時代遅れになるで。

会長　心配ない。監査を実施するという原則やけども「前2項に関するとは別に定める」やから、そこで実際の監査委員の意見も聞いて、どういう時に外部監査がうまく機能するかということの研究したら良い。「別に定める」の条例の中で、その運用規定を定めたら良いんですよ。だから「する」のが原則ですよと。

副会長　いずれにしても事務局の発言は記録に残るから。

委員　すいません、一つお教えいただきたいんですけども、カチツとした監査制度があるにもかかわらず、こういうことをやっぱり皆さん意見が出たようなことが起きるといのは仕組み上の問題なんですか？それとも制度の運営上の問題なんですか。

副会長　　まあ、仕組み上の問題なんだろうね。だから監査委員は議会から一人でしょ、あとだいたい専門的、OBの方やね。という風にどちらかと言えば内部的なんだよな。どうしても外からの目と違うので、なかなか、言葉は悪いけど「馴れ合い」になってしまう。そういう意味で外部監査が出てきた。

会　長　　もう一つそこに入ってくるのが公認会計士と弁護士。それからOB、議会代表という4人体制がだいたい標準なんですよ。でも、大きい自治体になったらね、4人では無理です。とてもチェックしきれない。膨大な量です。だからそれを補完するとか、補強する意味で外部監査というのを導入する、と監査委員さんも助かるんですよ。だから監査委員にかかる負担も軽くなるという効果はあるんですよ。

副会長　　そうですね。僕が関わった奈良市ではね、清掃事業の昔は問題があってね、監査委員は結局タッチできなかったんだね、いろんなしがらみがあってだと思っただけ。

委　員　　それで外部監査入りましたやん。

副会長　　包括外部監査を受けたんです。それ以来、監査結果はなかなか良いんだよ。だから監査結果を生かされてなかったんだよ、奈良市は。

会　長　　奈良市の包括外部監査はトーマツというね、法人監査機関がやったんですけど、それはものすごい膨大な報告書です。

委　員　　それでどのくらいかかっていますの？

会　長　　最低でも1千万かかるでしょう。

事務局　　一応調べたんですけど、だいたい政令指定都市から中核市の監査でだいたい3千万前後です。普通の市町村でだいたい1千万前後。

委　員　　そやけどや1千万いうたら大和郡山市の市会議員1人1千万近く出していますよね。

委員 1千万くらい使ったらいいんですよ。

会長 まあ、その金額がどうのこうのというのは良いとして、つまり外部監査というのは監査委員にとってもある種の緊張感をもたらす効果があるんですね。だから現に監査委員をやってはるんやけど、自分たちで発見できへんようなことをやられたんでは監査委員としての値打ちがないやないかと言われる危険性もあるでしょ。そういう意味では監査委員の仕事、職務に集中する効果はあるんです。もちろん一方で監査委員ではとてもさばききれへん、見逃してしまうようなところも外部監査で指摘されたら、監査委員としては逆に助かるというところもありますね。

委員 いきましょう。

会長 はい。じゃあもう一度、確認します。

「市長及び市議会は公平・公正で、効率的かつ効果的な市政運営を確保するため専門性及び独立性を有する外部機関による監査を実施するものとする。」

それから第2項「前項の監査は、その結果を公表するものとする。」

第3項「前2項に関することは、別に定める」これでよろしいですか？ 異議なし

それでは第18条に入ります。ご意見ございませんでしょうか？

委員 この題目の「出資法人等に対する指導」が分からんねんけども、「指導」と頭から言わんでも、普通のように「出資法人等の情報公開」かなにか名前を変えたらいけませんのか？これはこういう書き方でないと具合が悪いんですか？「指導」は条例文に入れればいいことであって、「情報公開」という方がピンとくるんとちゃうかな。

委員 出資法人というのは例えばどんな団体を言うんですか？

会長 4つあります。

委員 シルバー人材センター、土地開発公社、文化体育振興公社、社会福祉協議会ですよ。僕ら市民としてはこの4つの出資法人について情

報公開をきちっとしていただいたら、まあようわかると。そしてその情報公開に基づいて、言葉としてですね、この例えば「出資法人改革プラン」、なんかそういうふうな言葉をね、入れるとか何かお願いするとか、なんかそういうことを外部委員会を入れてした方がええんちゃうんかなという気はするんですけどね。じゃないと内部でやったら、またなあなあになってしまうで。情報公開したらなあなあにはならんと思うけど。僕も社会福祉協議会の理事を現実にしてきてますけども、おかしいこともしてへんしあれやけども、見てたら旧態依然のようなことをね、例えば敬老会の費用とかね。それがホンマに正しいのかどうか、それをもうちょっと何ちゅうんかな、ものすごく最近、疑問に思ってるんです。

事務局 「情報公開制度」という話になると、出資法人については、今は情報公開条例の中で努力規定みたいな形で情報公開に努めなければなりませんよということまでは書いてあるんですよ。だから後で出てくる「情報公開」の項目の中でこの条例で知る権利等で情報公開を徹底的にやりなさいというふうに決まれば、おのずと今ある情報公開条例の改正が始まって、その中で今おっしゃったようなことも反映されていくと、そしてそれぞれの出資法人の方で情報公開のちゃんとした規定を作らなあかんというふうになることはなると思うんですよ。

委員 だけど、これは良い文章だと思いますけど。

委員 これはやっぱり「指導」と入れた方がよろしい？

会長 まあ別に「出資法人等」と切ってしまうても良いと思いますけどね。よそはみんなそうですよね。

委員 反対してるんちゃんけど。その「指導」というのは何か頭からものを言うてるみたいな感じがして、ちょっとね。

事務局 市は指導していくという、職員も派遣して金も出して指導する。

委員 ほんなら、「もっと指導せえ」ということか、逆に。

事務局 そうですね。

委員 主語はどうなってます？

委員 主語かぁ、いや分からんから聞いているねん。

会長 「市の執行機関」が主語ですね。

委員 土地開発公社以外の文化体育振興公社とか社会福祉協議会とかシルバー人材センターは、わりあい市民との接点が多い団体なんですね。で結局、その市民の目からしたら一番、行政の体質を現す窓口になっ
てる場合が多いんですよ。例えば文化体育振興公社であつたら体育館の借り入れをするのがやっとネット制度になったとかですね、非常に事務的に抽選をやられたり、いろんな提案をしても頑として受けないとかそういう市民との接点が多いところなんで、むしろそういう先ほどおっしゃった「指導」その辺の意見をいかに上手に市民に有効に使っていただけるのか、市民の反応を良くするための機能的なことが付け加えられた方が効果があるような感じがするんですけどね。その方法はちょっとうまく言えないんですけども、そういうカテゴリーに入る団体が、まゝ土地開発公社は別ですけども、非常にマンネリ化してしまっ
てなかなかその運営がうまく機能しない。責任者を置くんですけど責任者は前例しか守らない、こういう形になりがちな組織なんですね。こういう点がちょっとうまくいけば、この自治基本条例を元に break through（打開）できればありがたいと思います。

委員 いや、だからね私、言葉取って悪いけども最初に「出資法人改革プランを策定し実行しなければならない」とね、そういう文言を入れてほしいと言うたんはそこなんですよ。やっとそこにたどり着いたわけや、その言葉に。

事務局 組織それぞれに理事会を持っていますので

委員 いや、理事会を持ってるけどもね、僕も理事やけど、理事やから責任あるけどね。出資法人改革プランという言葉がこの中に入れていただいたらね、やっぱりそれに向けて動かんとしゃあないっでっしゃる。

そういうことを入れてほしいなと今、発案しているわけです。

事務局　ただまあ、この規定はこのまま生かしていただいたら、今まで公表していない部分も公表していく、財政状況を公表するということは、そんだけ運営状況が分かるわけですから、その段階で今おっしゃることに入っていけると思うんです。まだ今やっていない部分をこの条例でうたって、公表するような動きをまず作るというのが大切ちゃうかなと思います。

会　長　基本条例で改革という言葉はちょっと使えませんよね。

委　員　おっしゃるとおり理事会があったりするんですけど、ほとんどもう、例えば文化体育振興公社なんて市の部長さんで占めてしまいますから組織としてそちらの方にいくんですけど、改革という市民のための活動にするためには評議委員会かなにかを作らないとですね。

事務局　ちょうどそれについてですが、法律が変わりまして今の例えば文化体育振興公社、公益法人という形になってますけど、公益法人の法律が変わりまして、止めるか一般法人になるか、公益法人になるかという選択をもうじき求められるようになりまして、その中で今おっしゃった評議委員会、理事会を一般から入れてしなさいよというように変わっています。社会福祉協議会がなっているように文化体育振興公社もそうしなさい、公益法人にするならそうしなさいよというように変わってますので、これから変わっていくというのは確かに道筋としてはできています。

委　員　むしろ公開と言っても評議委員会で中に入ってみないと本当に分かりませんので、そういう仕組みの問題も大事やと思うんですけどね。ここで表現できにくいですけどね。

委　員　「財政状況等を定期的に公表し」という文言のところに「財政状況及び自己点検評価を公表し」と入れてもうたらどうでしょう？去年はこうしたけど、今年はこのように前向きに進めましたとかね。そういう文言は入れられないかな。前年度実績を踏まえて自己点検を評価せいというような言葉をこん中に入れられませんの？

会 長 それはちょっと…。むしろ

委 員 そのために「指導及び助言」となっておるんじゃないですか。

委 員 そしたら一番上を「指導及び助言」と、やっぱり文言はこの方がええんかな。

会 長 むしろね、今の話を敷衍（ふえん）していくと、財政状況だけでええのかという話でしょ？だから「当該団体の業務及び財務に関する情報提供」ということやからね三鷹市は。だからその「当該団体の業務及び財政状況等を定期的に公表し」にした方が突っ込めるんじゃないかな。だから業務指導監督もしますよと、そうした方がその趣旨に沿うんじゃないでしょうか。それ以外は、ここの文章としてはこれで適正じゃないかなあと思うんですよね。

委 員 「指導及び助言をしていかなければならない」の前にね、「市民のニーズを踏まえた」とか「市民のニーズを考慮し」とか、いわゆる一般市民のニーズを考慮して市の執行機関が指導・助言していくという文言をどっか入れられないかな？

会 長 それはもう指導原則やから、わざわざうたう必要ないと思いますけどね。

委 員 当然入っておるという意味？

会 長 はい。

委 員 それともう一つお聞きしたいのが、このワークショップの意見の真ん中に「指定管理者の指導はどうか？」と書いてあるけれど、指定管理者制度はまた別の話やから、ここではあれですわな。

会 長 指定管理者はこのまとめのところに書いてあるように、当然、法律に基づく指揮監督権を持っていますから、だから別に条例にうたうまでもなく。

委員　　そうですね。

会長　　だからこれは正確さからいうとA案ですよね。「市長等は」ではなくてA案ですね。教育委員会も持っているわけでしょ、外部団体。文化体育振興公社なんて教育委員会所管じゃない？

事務局　　建物の所管は教育委員会が持っているところもありますけども、文化体育振興公社自体は担当としては総務課になってますけどもね。

会長　　現状はそうであるわけやね。だけど一応「執行機関は」としておいた方が良いんちゃう？

事務局　　ただ実際は大和郡山市の場合、ないですの。

会長　　そうですが、「市の執行機関は」と統一してきてるんだから、「市長等」よりはいいでしょ？

事務局　　そうですね。

委員　　市の出資法人なので、執行者が市になっているんですけど住民自治基本条例の住民から直接その執行機関に働きかけるという文章にはできないんですか？「市が管理しなさい」じゃなくて、住民から「もうちょっと何とかせい」みたいな。

会長　　それは自治法上の事務監査請求をすれば良いんです。十分できますよ、今でも。今できますけど、むしろこの出資法人に対する指導、監督を定期的にするというのが、実は自治法上、義務付けられていない。その穴を埋めるという条文ですわ。今の自治法上でも、例えば社会福祉協議会に送られている職員はどう働いてるだとか、人件費どうなってる、補助金がどういう使い方をされているのかは、監査請求すればできます。

委員　　出資法人は4つあるわけですけども、例えば土地開発公社と社会福祉協議会とではだいぶ性格が違うんじゃないかなと思うんですね。例えば土地開発公社であれば債務負担行為を市がやっているわけで、当

然、土地開発公社に対する財政の責任は市が直接持っているわけです。当然、チェックも厳しくしないとイケないし…。

委員 今、言うてはる言葉を受けてね、この文言の中に外部委員会の助言を受けるとかなんとかそんな言葉を入れたら、今のみんな言うてはるストレスが解消されるんちゃいます？「外部委員会の助言を受ける」ってどう。

事務局 自治会があるからね。外部から入ってはる、一般の人が入ってる自治会があって、そこにまだ外からの外部委員会を作るというのはちょっと違うんかな。

委員 土地開発公社なんて絶対、外部入らへんのう。

事務局 入ってます。

委員 入ってるっていうたかてみんな役人の…。

事務局 先ほどの意見でもありましたように資質の問題は別にして

委員 シルバー人材センターとかな社会福祉協議会なんかは、まともやわ。何も悪いことしてへん。俺の言うてるのは去年のことしよるから不満やねん。今度また言うけれど。

事務局 どこも悪いことしてませんよ。

委員 うん。何も悪いことしてへん。そやけどこの土地開発公社なんてな、見えへんから、ワシらから。せやから言うてはんねやん。ここが引っかかるわけ。

事務局 一つ言えば、予算、決算それから随時の補正について議会に報告をしているのは、土地開発公社と文化体育振興公社なんです。この2つは常に議会の方に資料を付けてやっているの、見ようという思いがあればいつでも見られるという、積極的な公表ではないですけど一応、議会に議案として出している以上は公表していると同じことなの

で、というスタンスは私は持っています。

委員 公文書開示請求で最近は、かなり開かれた窓口になっとなります。

会長 敢えて異論を唱えているという印象を持たれたらまずいんですが、「当該団体の業務及び財政状況等を定期的に公表し」の中には土地開発公社が抱えている負債あるいは保有資産、全部公表するわけですよ。だから何ら4つ並べていても異様な感じはしないと思いますけどね。むしろ負債が少ないのは社会福祉協議会とかシルバー人材センターなんかは一時借入金がおんの数十万円ありますわという程度のことでしょう。だから第18条第1項の「財政状況等を定期的に公表し」というのは、バシッと土地開発公社に関しては厳しい条項ですよ。で、むしろ

委員 この定期的にというのは、年に何回ですか？

会長 年に1回以上。

委員 それが「定期的に」ということですね。

会長 と、僕は思います。4年に1回でも定期という人はいるやろうけど。少なくとも市の団体である限りは年に1回は最低やらんといけないでしょうね。

委員 ほな、これでいきましょうか。

会長 で、現実には資本金25%以上の出資をしてる場合は、監査の検査権が及びます、自治法上は。で、2分の1以上出資が議会への報告があるんやね、土地開発公社は当然それに該当するし、文化体育振興公社も2分の1以上出資に該当するんでしょうね。だからあと社会福祉協議会とシルバー人材センターには報告義務はない。それもここでは引っかかってくるということです、今まで報告義務がなかったものも。

委員 4つの名前も必ず解説文のところに載せておいてください。

会 長 それはできますわね。それで、第2項の「必要性を精査し改廃等の適切な措置を講じなければならない」というのがかなりきついなという印象があるんですけど。改正するか廃止するかですね。

委 員 それは入れてほしいなあ。

会 長 これは入れますか？現在この4つのうち廃止せなあかんいうのはないでしょうね。

委 員 ない。おませんけどね。やっぱり常にプッシュしておいた方が前に行きますよ。

会 長 事務局、ここはどうですか？「改廃等」というのは？

事務局 それは常に考えてますので。

会 長 はい。分かりました。

委 員 これは4つだけですか？なんか他にもあったような気がするんですけど。

事務局 市が関与している法人はこの4つだけです。もう一度説明しますが、文化体育振興公社と土地開発公社は半分以上の出資をしている法律にのっとったやつです。シルバー人材センターと社会福祉協議会は出資はしておりませんが人は派遣しております。その部分での関わりであるのご理解していただいて、説明文書にもそう書きたいと思います。

会 長 あのう、これだけでも私は相当きついと思っているんです。で、それ以上に突っ込んでいったら、例えば市が補助金を出しているとか出資、補助及び職員の派遣をしている団体すべて該当しますよ、となったら、自治会、町内会で補助金もらっているところも全部これに引っかかってきますよ。それに耐えられるんですかという問題が出てきますよね。市民の側がそれに耐えられるんですか。政争の具に使われる危険性まで出ますよ。ですからあまり過度にコントロールしようとか、統制しようというのを持たない方が良いんじゃないですか。ここで、か

なりきついこと言うてますから。

委員 そう思います。

事務局 シルバー人材センターや社会福祉協議会にそこまで求めることができるのかなと、反対に思ったりもするんですけどね。

会長 だからそういう団体になりたくないわと、職員の派遣をやめてちょうだいと言えば終わりやね。そしたら独立した法人になりますね。

委員 独立した法人になったら市が社会福祉協議会にだいぶお金入れてますけど、ということになるとね、奈良県の中で五條市なんかね、僕行きましたけど、理事やから見学に、先進地ということで勉強しに行きましたけど。あそこは市民が一人五百円ずつ出してもうて社会福祉協議会を運営してるんですよ。大和郡山市はそれに耐えられますか？

委員 社会福祉協議会は解体したところもあります。

委員 そうそう。だからそういうことになるのがええのかなということも考えて話をしていかなかったら、現実に社会福祉協議会に助けてもらってることはたくさんあるからね、本当に考えてほしいと思います。

会長 だから「指導及び助言」というレベルで適正なんじゃないんですかね。第2項もきつすぎるような気がするけどなあ。「出資法人の必要性を精査し」ということになると、例えば「シルバー人材センターいらん」「改廃する」というて補助金だしているからといってそこまで指図できるんやろか。たかだか10万円の補助金で「廃止しなさい」なんて言えるんですかね。第2項はちょっと行き過ぎじゃないですか？「指導及び助言」で十分じゃないですか？苫小牧市などの「出資、補助及び職員の派遣」という書き方でいくと、「補助」が入るので、ものすごく広がって危ない規定やね、これ。例えばPTAも、もうてますやん。老人クラブ連合会も、もうてますやん。婦人団体連絡会議も、もうてますやん。ほな、みんなこの条項に引っかかってきまっせ。えらいことになりますよ、これ。

委員 我々、みんなの税金を使っているわけですから、そこに関心を持ってもらうという意味で。

会長 それは良いんですよ。第2項でね、「団体の必要性を精査し、改廃等の適切な処置を講じなければならない」まで言うていいんかい？「PTA解散しなさい」

委員 ワークショップでそんな議論しなかったと思うんですが。だから何か意図があって事務局に。

事務局 違う違う。全然違いますよ、それだけは言わんといてください。みんなワークショップの意見からですから。

会長 これはね、「常に必要性を精査し、改廃も視野に入れたスタンスをとる」というのを重視して書いてくれたと思うんですわ。でも疑問があるので、これはカットした方が良さそうな気がしますけどね。

委員 削りましょ。

委員 「講じなければならない」というような断定ではなしに、「講じることでもできる」とか、そういうようなレベルを下げたような。

会長 それは「指導及び助言」のところまで十分できますよ。だから「廃止の指導をします」と言うたら終わりですわ。「改廃等の適切な処置」となると、補助団体に対してもこの権限が及ぶことになるから。「PTA解散しなさい」と言うこともできる。あの事例集というのかな、解説集の中で「ここでいう出資法人は4団体を指します。」と、はっきり書くわけですよ。だから誤解はないと思うんですけど、長い年月のうちに「補助を受けている団体の中には当然、自治会入るやないか、連合会入るやないか」てなことを言われかねない余地があるので、その諸刃の剣になるのを防ぐために、僕は第2項をカットした方が良いと思います。

委員 「改廃」を「改善」にしたらどうですか？

委員 出資法人の問題でね、4つを一つにくくってますやろ。これ無理があると思うんですよね。例えば社会福祉協議会や自治会を育成してね、きちっと儉約しないといけない問題と、例えば土地開発公社いわゆる今まで取得してきたものがちゃんと精算できた時点でね、これはもう改廃してもいいわけですよ。むしろ廃止した方が良く、市民にとってはね。そういうのを一つにしてね、だから文言をちょっと、全然これもう内容が違いますからね。

委員 事務局に聞きたいんですが、去年か一昨年くらい議会の中で土地開発公社を最終的には閉鎖してしまうという方向で考えていくというのがあったような気がするんですが。

委員 市議会ですか？

委員 はい。

委員 そんなことは言ってなかったと思うな。

委員 今、土地開発公社をなくすわけにはいかんと思いますけれど、これがだんだんと土地がなくなってきたら自然消滅していくもんじゃないと思います。もうこれは第2項を除いていきましょう。

委員 除く必要はないと思うけど。

委員 解説集できちんと4カ所書くわけですから、第2項は自治会や民生委員にまで及ぶ話ではないと思います。

会長 そしたらこうしましょうか。第2項を残しておいてほしいという強い意見も一部ありますから、「市の執行機関は、出資法人等に対して、常にその目的、効果及び必要性を精査し、適切な措置を講じなければならない」と、だから「改廃」をはずす。

委員 そうしましょ。

会長 それでは第18条をもう一度確認しますと、「出資法人等に対する

指導」第1項、「市の執行機関は、市が出資し、もしくはその運営のため補助をし、または職員を派遣している法人その他の団体(以下「出資法人等」とする)に関して、当該団体の業務及び財政状況等を定期的に公表し、その運営が適正かつ効率的に行われるよう指導及び助言していかなければならない。」

第2項、「市の執行機関は、出資法人等に対して、常にその目的、効果及び必要性を精査し、適切な措置を講じなければならない」ということにさせていただきます。

それでは第19条に入ります。ご意見ございますでしょうか？

委員 これ質問ありますねんけど、B案の第2項「市は、予算編成にあたっては、各地区毎に予算に関する説明の内容～」とこんなことができますの、現実的に。

事務局 してません。

委員 これ文言を入れた時に、できますの？

会長 無理でしょう。無理やと思います。これは住民自治協議会みたいな、コミュニティ協議会ができるケースでは、その協議会の要請に基づいて説明会に行くというのはできると思うんです。だけど、今のその協議会をつくるのは自由だし、全部がつくるわけじゃないんだから地区毎にと言われたら、とてもこれは無理でしょう。第26条の「地域コミュニティ活動の推進」のところで、これに応じた団体できていくとかいったところは、優先的にいきますよとかのやり方はできるでしょうね。こないして「各地区毎に」と言われたら、これはかなり無理がありますね。

委員 このA案の第4項のところに「前3項に関しては別に定める」の方が、これで収めておいた方がよろしい？

会長 弾力性ありますよね。

副会長 第2項はね、できるんよ、これは。やってるところもあるからね。ニセコ町がそうだね、誰でも分かる、みんなが分かる予算、今年の予

算ということで各地区毎に説明するんでね。

委員 それは議会よりも前にですか？

副会長 予算ができてからやるの。

会長 通過してから。そうでないと事前審査になってしまう。

副会長 だから予算書ができてからね。なかなかそこまでいくのは、町だからできるというのもあるし。地区のまとまりというのはあるから、だいたい分かるやないですか。そうすると地区とかコミュニティ政策がないからどこからどこまでかよく分からない。

委員 これは例えば自治連合会で市の方で予算が通ったから、その説明してくださいと言ったら、市は喜んでやるよな。

会長 やりますよ。それはできる。だから住民側から要請があったら行くことはできます。ただ

委員 こんなん、今でも来てくれるでしょ。

会長 ただ地区という単位がどれを指すのか、不明でしょ。

副会長 条例でこうやって書くのは無理でしょうね。

事務局 ただ大和郡山市の場合は「地区」と言えば、みんな分かってるように6つの地区、郡山地区、片桐地区、平和地区、治道地区、昭和地区、矢田地区とありますので、その地区を指しているというのは、おのずとわかると思うんですけどね。

委員 B案の場合だったら「予算編成にあたって」ですから、これは議会の前の段階ですよな。

副会長 「予算編成」でなくて「予算要望」だよな。

委員 予算を組むにあたってのその地区の要望を言うという場であるならば、理屈の上では分かります。できるかどうかは別にして。

委員 それは市会議員の仕事やろ。

副会長 議員は議員で動くからさ。住民は住民でまたあるよ。

委員 だから「予算運用」とかね、「決定した後、説明する」だったら分かる。

会長 これは予算編成時点の話であろうから、説明責任とか応答責任ではなく

委員 そうそう。ここで出てくるのがおかしいねん。

会長 説明責任とか応答責任というのは予算だけじゃないから。

副会長 これ、「予算編成にあたって」だったら、地区毎に代表制みたいながないと議論しにくいよね。地区代表みたいなのが、きちんと出てきて、そこで議論する。バラバラに出てきたんじゃない。そういう点ではもうちょっとこれ精査しないと。

会長 これはちょっと外れてますね。各論やね。予算編成各論や。だから説明責任・応答責任の一般原則、姿勢を示す条文としてはちょっと突っ込みすぎてるのかなあという気がしますね。それと「真心を持って」いうのはもともとは「迅速かつ誠実に」が「真心を持って」に変わった経過があるみたい。どないですかね？「真心を持って」というのは義務化できるんやろか？「迅速かつ誠実に」と言うたら形式要件やからOKできるよね。だけど、「お前は僕の話に関して真心を持って応答してへんやないか、真心をみせい」と言うた時にどないなんの？やっぱり「迅速かつ誠実に」がええんちゃいます。そんな主観的な言葉入れると困るなあ職員が。

委員 「真心」の前の「不当若しくは～」というのも不適切ですよ。これは主観の問題ですから。

会 長 これは不当要求とか理不尽な要求というのは、また別の問題で不当行政要求に対しては毅然として対処しなければならないと一般原則として確立してきてますから、わざわざ言わんでええんちゃいます。だからここは削る。「迅速かつ誠実」でええんちゃいますか？

委 員 第1項で、「市民に対して市政に対する理解と信頼を深める」というように変えたらあかんのかなあ。

会 長 あかんことはないと思いますよ。ワークショップ意見はね、「わかりやすく」という言葉が抽象的やでと、Aさんにとったら分かりやすうても、Bさんにとったら分かりにくいかもしれんやないかという意見があったんですけどね、他市の参考条文を見たら、実はみんな「わかりやすく」と書いてあるんですよ。

委 員 なんかこれ、もやもやですよ。「わかりやすく」というたら。

委 員 「分かりにくい」人はもう1回聞きにいったらいいんですよ。分かるまで聞いたらいいんです。

会 長 まあ基礎知識によって分かり易さは違いますからね。

委 員 また、市の方もその人に対して、その人が理解するように説明したらいいんですよ。

委 員 いや、難しい言葉で煙にまかれるよ。

委 員 その時に「分からん」と言えばいいんですよ。

委 員 ここの「説明責任」が出てきたときに、行政の透明で公正で民主的な運営を確保するためにこの文言がここに出てきてるんでしょ？

会 長 そうです。

委 員 それに基づいて考えたらやな、「分かりやすい」という言葉よりやな、「市政に対する理解と信頼を深める」というような言葉を入れた

方がええと思う。

会 長 なるほど。ちょっと、今の言葉借りますね。「市政に対する理解と信頼を得られるよう説明しなければならない。」

はい、ちょっと整理しますね。A案でいった方が良くということですよ。B案の第2項はいらんやろうと、そうするとA案の第1項をちょっと条文変えて「市は市政運営を進めるため、市民に対して市政に関する情報を積極的に提供し、市政に対する理解と信頼を得られるよう説明しなければならない。」

第2項「市は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、迅速かつ誠実に応答するとともに、広く市民に公表しなければならない。」

第3, 4項は原文どおり。

事務局 すいません。第4項は必要なんですかね。

会 長 いらんわな。これ原則やもんね。制度じゃないもんね。いりませんね、第4項。 異議なし

委 員 第3項で「前項の意見等に関して、市政への反映を速やかに行わなければならない」とありますが、その意見・要望の中にはですね、却下するような意見もあれば結果的に却下になるといった、まあ分別されると思うけれども、市政への反映を速やかに行わなければならないとなれば、全てをとというふうにとれますよね。こんなものは反映すべきではないと結果的に出したものをも含めてと受けられるんで、ちょっと第3項を表現変える必要があるのではないのでしょうか。

委 員 第3項も削りましょうか。

会 長 応答するわけやから、いらんわけや。第3項を残すと第2項の「不当若しくは理不尽なものである場合」を生かさなあかんという話になりますからね。削りますか？ 異議なし

会 長 それではA案の第1項に語句を追加。第2項は語句を削り、「真心を持って」を「迅速かつ誠実に」戻します。第3項、第4項は削除。

異議なし

会 長 それでは第20条に入ります。これについてはいかがですか？

副会長 これは情報公開条例があるんですよね？

事務局 あります。

委 員 「別に条例で定めるところにより」というように第1項に入れてしまわないで、第2項として「別に定める」とした方が良いと思います。

副会長 そうだね。

会 長 そうですね。だから第2項を作ったらどうですか？「前項に関する
ことは、別に定める」それでいけますよね。
それから「適時、適正」という言葉はわざわざいるのかなあ。

委 員 「適正に公開する」という意味が分かりませんね。

委 員 大和郡山市は情報公開条例があるんですよね。

会 長 だから、ここはいらんと思うわ。情報公開条例の書いてある条文に
逆にこれを合わさないかんと思うね。

事務局 そうですね。「知る権利」というのがここには書いてますが、情報
公開条例には「知る権利」というのを保障してませんし、まだ条例で
は。あと「何人も」にもなってないので、その辺の細かい部分の改正
は必要になってくるのかなあと思います。

委 員 ここは今、事務局が言ったことを満たすような文言にしたらなあか
んねん。

事務局 いや、これでもういいんです。

会 長 だから、「適時」ではなくてむしろ、「原則として公開しなければな
らない。」の方が正しいんちゃう。公開できない場合もありますよ。
個人情報に引っかかってきたり、企業秘密に引っかかってきたりした

ら。だから「公開しなければならない」を一般原則にしてしまうと、逆に条例と整合性がなくなる危険性がありますよね。だから「原則として公開しなければならない」に戻しておいたら？だからA案でいって「保有する市政に関する情報を原則として公開しなければならない」にする。で、第2項「前項に関する事項は、別に定める。」それが情報公開条例ですよと。それで良いんじゃないですか？

委員 次の「個人情報の保護」と関連してくるんですけど、まちづくりの基本原則のところで「情報共有の原則」とあるんですね。その共有の範囲というのはね、「共有の原則」と「個人情報」との関連、その辺を何とか文章化しておかなくて良いんですかね。

委員 それは情報公開条例でなってます。

委員 今、言うてはることは、次の「個人情報の保護」に入れておいたらええん違う？

会長 だから組み立てとしたり、原則1は「情報公開」なんです。これは原則的に公開する。で、次に原則2では、「しかし個人情報は保護しますよ」、で、「その隙間の部分が公開の対象になりますよ」と、こういう構造ですよ。それは次の第21条で担保されるわけですよ。こっちの情報公開条例で断る必要はない。

委員 第20条「情報公開」と第19条「説明責任・応答責任」の内容が非常に似ているんですが。

会長 違います。「説明責任」というのは、「情報公開」よりも進んだ責任なんですよ。説明を求められた時に説明する責任なんですね。情報公開は説明を求められる以前にお見せしますということですから。関係しますけどね。隣り合っているんですけど。だから説明する責任を果たすのは情報公開の対象になりうる、公開できる情報をもとに説明しましょうということですよ。

副会長 情報公開条例で公開請求したら、文書が来ますよね。その文書について説明する責任がある。そういう感じやな。

会 長 だから情報公開というのはあくまでも状態なんですよ。

委 員 情報公開というのは、本人が請求せんとでてこんわけですよ。

会 長 説明責任というのは相手が求めていることに対して説明をする責任。求められなければ何も説明しない。

事務局 情報公開条例の中でも「知る権利」を規定すれば、説明責任から、求められなければ出さないというよりも、最初から市側から積極的に出していくという意味、姿勢なんかは改正の中では考えていくという話だと思います。

会 長 その場合は、「情報の公開」と言わず、「市民との情報の共有」という言い方に変えてます。だから同じものではないんですよ。よろしいですか？ 異議なし

委 員 今の第20条の最終どうでした？

会 長 第20条第1項「市は、市民の知る権利を保障するとともに、市民に対して説明する責務を果たすため、保有する市政に関する情報を原則として公開しなければならない。」第2項「前項に関することは、別に定める。」よろしいでしょうか？ 異議なし

それでは第21条「個人情報の保護」です。これについていかがでしょう？

委 員 先ほど私、民生委員をしますと言うてましたけど、このB案の方ね、「災害発生等の別途定める場合」と書いてあるでしょ、こういう文言を是非入れてほしいと思うんですよ。ご存知のように民生委員それぞれ担当地域がありますので、だいたい250～300軒かかっているんですが、個人情報いうのに阻まれてね、例えば山口の水害でね、結局、75歳の歩けない人が死んでるわけですよ。これ民生委員なり自治会長なり、民生委員は特に守秘義務が民生児童委員法という法律で定められているので、分かっていることを言えないいう、法律的に規制されているというか、もってますので、むやみに個人情報を漏らさないんですけど、ある種のみなし公務員です。で、こういうこ

とを市に要求しても出てこないんですよ。例えば75歳以上の人に、「担当の人に言ってください」とか、「足の悪い方はどなたですか」と言うた時に、この個人情報保護に阻まれてやね、現実に活動できないことがあるんですわ。これをね、ここで皆さんに何とか良い文言を入れてもらってですね、みんなが助け合うものには是非お願いしたいと思います。

委員 私も同じ立場なんですけども、このB案のような文言がなければですね、今、市の方でも「災害弱者名簿」を作ろうとしておられるはずなんですけど、それが民生委員とか自治会の会長のところにはおりてこないんです。

委員 ここはものすごく悩ましいところですよ。ですからね、一人暮らしの方が亡くなってもね、そんなもん一週間ほどほったらかしや。

会長 それは前にも議論しましたよね。

委員 テレビ局や新聞社が来て、民生委員の責任みたいだね。

委員 大和郡山市でですか？

委員 大和郡山市は幸いそんなないですけどね。3日というのがありました。新聞配達員が3日目に民生委員に言わはった。新聞としてはらへんかったらもっといってますわな。現実、そんなことが起こってるんですよ、大和郡山市で。

会長 これは個人情報保護審査会とか情報公開審査会とか一緒になってるのかな、ここは。

事務局 はい。

会長 その審査会で答申だしてませんか？災害等における個人情報利用

事務局 出してないです。先ほど意見があったように市民安全課という防災担当のところで、そういう弱者対応の名簿づくりや、その他の施策に

ついて計画を作っている最中なんです。それは厚生福祉課とタイアップしながらやっていますので。ただ、おっしゃったように、それが民生委員さんや自治会長さんの方に、もしくは消防団の手元にいくかいかんかというところまでは、まだ決定していません。渡さないということではありません。

副会長 それは早く決定してもらいたいな。

委員 それをこういうところで後押しするとかやな、今言うてる話なんか入れられへんの？

副会長 中国地方の大きな都市でさ、作ったんだけど金庫に入れてるんだよ。地震起きたらさ、全然使えないでしょ、それ。

委員 でも、私のところの自治会では何年か前からアンケートを採っております。その中で安全の意味で「自分がどこの部屋で寝ているか？」を尋ねられた時に答えますか？」という質問をしたら、ほっておいてほしいという人もいますので、本人の了解もなしでオープンになっていくんですか？

副会長 だから2通りあると思うんだ。

委員 本人に決めさせたらと良いんじゃないかと思いますね。

副会長 それは「手挙げ方式」と言うんだけど、有効じゃないんだよ。

委員 確かにね、今言うてるようにね、民生委員協議会でも「積極的にせい」ということで全国的に言われてるんですよ、弱者対策を。それで言われてきて、自治会に全部配ってるんです。そしたらまず「手挙げ方式」やな、「助けてほしい」、「どこに寝ているのか」言うても良い人は来てくださいと、そういう文面が来るのよ。それで言うでしょ、僕250件持ってるけど、出てきたん2件ですわ。ほな、現実的にね、出てきいへんわけよ。何かあったときには何か知らんけど、自治会長、民生委員の責任みたいに言われるやろ、新聞、書いてるやんか。

委員 それね、大和郡山市の民生委員のやり方が悪いんですよ。進んだところでは、本人の了解をとって災害の場合には公開してもよろしいですかという了解をとってマップづくりしてるんですよ。大和郡山市の民生委員はその了解なしでマップづくりしてるんですよ。

委員 ウチは全部、手挙げ方式で、本人の了解を得てやりましたよ、マップづくり。

委員 そうでない地区もあります。

会長 今、言っておられることをね、条例本文で書くのはちょっと無理がある。個人情報保護法を超える規定になりますから。なんぼ書いても無効になっちゃう。上位法優越やから。こんなこと書いても「個人情報保護法に違反してるやないか」って言ったら、もうアウトですよ。だからここまで書かん方がええと思いますわ。今の問題はね、実は、後段にも出てくる「コミュニティ政策」の問題なんですよ。本気でコミュニティ政策しないと、この問題は解決せんわけです。前、僕ここで話をした記憶があるんですけどね、私、近江八幡市の個人情報保護、情報公開審査会の会長をやってるんですけど、厚生労働省が去年の6月に通知を出しておるんです。災害時において救済に走れるように民生児童委員に対しては要援護者の名簿を渡してほしいと、そのためには法の規定に基づくところでは地元自治体の審査会の答申をもらわんとあかんのです。その答申をもらった上で、その名簿を民生委員に渡す作業に入ってくれと、その手続きを踏んでくれということで、その答申を出したんです。でもね、一人の民生委員がだいたい200人分ぐらいもたないとあかんのですよ。200人なんて面倒見れませんが、現実に。災害の時にやったら自分でさえ死んでるかもしれんしね。まして200人の安否確認してたら、それだけで日暮れてしまいますわね。これ非現実的やないかという議論が出てきて、じゃあどうすりゃいいのと、民生児童委員にこんなに負担かけられへんやんと、ならどうすりゃいいねん、それこそ住民自治協議会を作らないと話にならないとなつたんですよ。その時に自治会はどうなのと、自治会は残念ながら任意団体なんですよ。行政機関の代理ができない。そういう意味で非常に問題があるから、いわゆる自治基本条例上で位置付けられた住民自治協議会を作らないと、これは個人情報保護法のクリアもで

きないという事態が表面化したんです。だから近江八幡市は改めて

委員 ほんならそれ条例を作って全部、守秘義務を持ってるわけ？

会長 そうです。

委員 結局それ自治会でなしに民生委員と福祉委員みたいな感じやね。

副会長 まあ、それも一種の「みなし地方公務員」なんだね。

会長 ただね、自治会長に渡しても別に良いんですよ。ただ、その時の担保がご本人たちの同意ってことになるわけですよ。そうすると「お手挙げ方式」しかできへんやんと。だけど本人がええも悪いも言わん人いますやん。情報も知らない、勇気もない、下手にばれたら襲われると思てはる人もいてるから、そういう人をむしろ一緒にサークリングしようと思たら、もっと公共的な仕組みが必要だということで自治基本条例上、担保されている公共的団体としての住民自治協議会が預かりましょと。それは主として民生委員の指導をもとに私らがどう動いたらいいか指示してくださいという予行演習もする。というやり方が福岡でしたよね、確か、福岡市そういうやり方やってます。この場合は同意がいらぬ。そのかわり見守り名簿と見守りマップはものすごい重要情報ですから、個人情報保護法上の預かり機関になるわけですから、下手に外部流出させたら、ただではすみません。そのぐらい重たい責任を持つことになります。だからそういう仕組みがやっぱりいるんちゃうのということですよ、ここでは。大和郡山市ではそれをつくることはできるかと思うけど。

はい、ということですが、条文上はそこまで書くのはちょっと法律に優越してしまうというので無理がある。

委員 第2項のところ。

会長 はい。だから

委員 説明文のところ、そういう意見がありましたと載せておいてください。

会 長 はい。これも前と同じように第2項で「前項に関することは、別に定める」とやっておいた方が統一性がとれますね。そうしましょう。では、第1項「市は、市民の基本的な人権を守るため、保有する個人情報保護を保護しなければならない。」第2項「前項に関することは、別に定める。」よろしいでしょうか？ 異議なし

では第22条に行きます。A案とB案、だいぶ違いますね。「市政事務に関する法令等の調査研究を重ね」というのはどこの案を参考にしているのかな、これ。

事務局 冒頭の部分は元々のたたき台からきてます。

会 長 はい。ああ、岸和田市をベースにしてるんやね。「市は市民の視点に立ち」までは一緒やな。「主体的にまちづくりを進めていくため」「市の行政課題に沿ったまちづくりをするため」

委 員 B案の方がよろしいのか？

委 員 こんな条文があるんですか？

会 長 これはね、どっちか言うたら努力規定ですね。

副会長 市を縛る規定やね。市の働き方を縛る規定。

「市政事務」ってどういうことなか？「市政」で良いと思う。ちょっと文章が合っていないな、これ。

会 長 これはどうでしょう。2行目の「市政事務に関する法令等に対し」というのが変やから、これカットしても良いんじゃないですか？「まちづくりを推進するため自治立法権、条例制定権及び自治解釈権の適正かつ効果的な活用に努めなければならない」で良いんじゃないですか？どうでしょう？

副会長 内容については説明のところを書いてもらおうと、「自治立法権とは何か」とかね。

会 長 本当は自治事務がものすごいはっきりしてるから、全部、条例が担

保せなあかんねんけど、事実上、慣行慣例的にないままに済ませているのがいっぱいあるんですよ。ただ給付とかに関しては条例でやるよね。国の上乘せの部分とかね。

委員 今の会長が言ったやつだと主語がなくなるんじゃないですか？

会長 「市は」が主語。

委員 「市は」ではあるけど、「自治立法権、条例制定権及び自治解釈権の適正かつ効果的な活用に努める」というのは、何に対してかいうたら、やっぱり市政のいろんな法令に対していうことになるでしょうから、何に対してやるかいうたら「市は」なんかおかしい、要は目的みたいなのが抜けているような感じになりますな。だからいろんな市の法令等があるやろうけれども、なにか根本に立ち返って、その解釈もいろいろあるだろうけれども、まあ A の方では「市民の意見」とあるけど「市民の意見」はそんな部分についてはないと思うけどね、解釈どうこうするわけやから。そういうなかで「自治解釈権の適正かつ効果的な活用に努める」というのは何か市政の事務法令でしょ？だからそれをぬかしたらあかんということをやっただけです。抜かすと切るとおっしゃいましたけどね。

委員 例えばどういう事例が考えられるんですか？

会長 こんな自治基本条例を作ることが自治立法ですわ。

副会長 大和郡山市で言ったら生活保護者の障がい者給付で、勝手に廃止してましたよね。あれ、解釈が間違ってたわけね。やっぱ誠実に考えてなかったんだな、障がい者の立場に立ってじゃなくて。そういうことをいう、例えばね。

委員 だから今言うてはる「市政事務に関する法令等に対して」に主語がない言うんやったら、もういっぺんここに「市は」と入れたらどうですか、同じこと。

会長 いや、主語はあるんですよ。目的語でしょ。

副会長 「市民の視点に立ち」というのが大事なんだよね。

会長 だから「まちづくりを推進するため」ですよ。目的ですわね。

委員 「まちづくりを推進するため」で、こんなんいりますかな。

副会長 だからそういう視点に立ってないわけよ、今は。だいたい法律は上から来るから、上に向かって考えてるわけだよ。だからまちづくりの視点に立って法律を解釈はしてないんだよ。それをこういうように変えようというんよ。

委員 非常に重いことを言ってるんですね。

会長 ここはね、ちょっと文章が余分になったところありますね。自治立法権と条例制定権って同じことやんか、なんで二つ並べてんねやろ。同じこと言ってる。だからこうしましょうか？「市は、市民の視点に立ち、市民のニーズや行政課題に沿った主体的なまちづくりを推進するため、自治立法権、法令の自治解釈権の適正かつ効果的な活用に努めなければならない」、だから「自治解釈権」の前に「法令の」を入れておいた方が、いきなり「自治解釈権」じゃ分からへん。これでいかがですか？

委員 いいんですけどね、A案の方には「広く市民の意見を求めなければならない」となっていますが、これはB案にはないんですけど、これ入れておいた方が良いんじゃないですか？

会長 これは「広く市民の意見を求め」たら、えらいことになると思いますよ。

副会長 ここは行政責任なわけ。市民の視点に立ってるというのが大事なわけです。

会長 法令解釈権を市民の意見を聞いて決めるなんて言い出したら、四分五裂（しぶんごれつ）になると思いますわ。

委員　そりゃ「広く市民の意見を聞く」よりも「主体的なまちづくりを推進するため」の方がかっこええし綺麗におさまってるわ。

会長　それではB案の一部修正で行きましょうか。もう一度確認しますね。
「市は、市民の視点に立ち、市民のニーズや行政課題に沿った主体的なまちづくりを推進するため、自治立法権、法令の自治解釈権の適正かつ効果的な活用に努めなければならない」

というところで、本日は時間がききましたが、最後が34条なのであと12条ですね。何とか前に進んでますな。

副会長　ただちょっと大物が残ってるんだ、「住民投票」。

会長　ですので、場合によっては住民投票で議論が長引くかもしれん時は「住民投票」を抜いてやって、最後に「住民投票」について徹底的にやってもいいと思います。だから、さくさくといったん前にいってみましょう。で、時間をかけて住民投票の決断を下したいと思います。じゃあ、どうも今日はありがとうございました。

以下余白